様式３

契約締結後の公表

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の２第１項第３号の規定に基づく随意契約により契約を締結したので、山梨県財務規則（昭和３９年山梨県規則第１１号）第１３７条第６項第３号の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年11月18日

山梨県立考古博物館

契約の目的となる役務の名称	大津横田遺跡（第４次）発掘調査に係る業務委託
委　託　期　間	令和8年11月16日　　から　　令和9年2月12日　　まで
数　　量	別紙のとおり
契約の相手方の名称及び住所	公益社団法人　山梨県シルバー人材センター連合会 山梨県甲府市蓬沢１－１５－３５
契約金額	￥13,881,082（税込）
契約の相手方を選定した理由	契約の相手方の選定基準に該当し、提出された見積金額が予定価格の範囲内で適正な価格であったため。
そ　の　他	

別紙

費目・工種・施工名称など	予定人数	単位	備考
遺跡発掘作業	1,276 (22×58)	人	単価には人件費･材料費等、事務費を含む。6.0時間/人